令和４年１１月１５日

令和５・６年度建設工事入札参加資格審査において解体工事業を申請する場合の提出書類について

解体工事業を申請する場合においては、専任技術者証明書（様式第８号）の写しの提出を求めていますが（「資格審査に係る提出書類」別表１：３を参照）、建設業許可申請の更新時には当該書類が必須とされていないことから、提出できないケースがあります。その際には、代替書類として、**専任技術者一覧表（別紙４）の写し**を提出してください。

なお、当該書類により、申請する営業所における解体工事業の専任技術者の有資格区分を確認しますので、当該専任技術者の有資格区分が経過措置対象の表記である場合（アルファベットを含むものになっている場合）は、上記書類に加えて、資格を有することが確認できる書類（変更届出書の該当箇所の写し等）を併せて御提出ください。

（参考）「資格審査に係る提出書類」別表１（建設工事　全事業者共通事項）

3	△	△	△	①建設業許可申請書の写し ②建設業許可申請書別紙二（営業所一覧表）の写し ③建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第１１号）の写し ④専任技術者証明書（様式第８号）の写し **⇒提出できない場合は、専任技術者一覧表（別紙４）の写し。** **いずれも経過措置対象のコードが表記されている場合は資格を有することが確認できる書類を添付すること。**	・許可行政庁等の受付印のあるもの。 ・本店以外に営業所がない場合には、①～③の提出は不要。 ・営業所がある場合（受任先がない場合を含む。）は、①及び②の提出が必要。 ・受任先がある場合は、①～③の提出が必要。 ・④は解体工事業を申請する場合のみ提出が必要。 ※建設業許可申請時以降に②又は③の情報が変更されている場合は、変更届出書の該当箇所の写しも提出してください。

問合せ先
〒７６０－８５７１
高松市番町一丁目８番１５号
高松市財政局契約監理課　工事契約係
ＴＥＬ：０８７－８３９－２５１１